

青森都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 3・3・7号中央大通り荒川線及び3・4・2号西滝新城線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・7	中央大通り荒川線	青森市安方二丁目	青森市大字野木字野尻	青森市新町二丁目、長島四丁目、大字大野、大字荒川	約6,480m	地表式	4車線	25m		
	構造形式の内訳		青森市長島四丁目	青森市大字大野字若宮		約910m	嵩上式	4車線	25m		
						約5,570m	地表式	4車線	16～25m	青い森鉄道と立体交差1箇所 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差14箇所 区画街路と平面交差2箇所 特殊街路と平面交差1箇所	
	3・4・2	西滝新城線	青森市千刈二丁目	青森市大字新城字山田	青森市大字石江、大字西滝、大字三内	約4,130m	地表式	2車線	18m	東北新幹線と立体交差1箇所 JR奥羽本線及び津軽線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6箇所	
車線の数の内訳			4車線			約1,170m					
			2車線			約2,960m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

変更概要

名 称		変更項目	変 更 の 内 容		備 考
番 号	路 線 名		変 更 前	変 更 後	
3・3・7	中央大通り荒川線	幅員	—	—	荒川橋以南（終点部）の延長約890m区間の幅員の縮小
3・4・2	西滝新城線	線形	—	—	青森市大字新城字平岡～青森市大字石江字江渡の約1,200mの区間における一部線形の変更

都市計画決定経緯表

3・3・7号中央大通り荒川線

決定（変更）年月日	告示番号	決定（変更）内容
昭和39年1月27日	建設省告示第116号	当初決定 広1号 中央大通り線 当初決定 2・1・4号 大野荒川線
昭和49年10月12日	青森県告示第707号	広1と2、1、4号の合併により 3・3・7中央大通り荒川線として計画決定
平成11年4月14日	青森県告示第275号	終点及び延長の変更

3・4・2号西滝新城線

決定（変更）年月日	告示番号	決定（変更）内容
昭和39年1月27日	建設省告示第116号	当初決定 1・1・1号 国道線
昭和42年3月15日	建設省告示第588号	一部幅員の変更
昭和46年3月31日	青森県告示第262号	1・1・1号の起点、終点及び線形の変更により 3・4・2号西滝新城線として計画決定
昭和55年11月15日	青森県告示第977号	起点、一部線形及び幅員の変更
平成11年4月14日	青森県告示第275号	終点、一部線形及び延長の変更
平成19年11月30日	青森県告示第808号	一部区間の幅員の変更

字名一覧表

3・3・7号中央大通り荒川線

追加する土地の区域	削除する土地の区域
-	-

3・4・2号西滝新城線

追加する土地の区域	削除する土地の区域
-	-

新旧対照表

赤書き : 変更前

黒書き : 変更後

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・7	中央大通り 荒川線	青森市 安方二丁目	青森市 大字野木 字野尻	青森市 新町二丁目、 長島四丁目、 大字大野、 大字荒川	約6,480m	地表式	4車線	25m		
	構造形式の内訳		青森市 中央二丁目	青森市 緑一丁目		約910m	嵩上式	4車線	25m		
						約5,570m	地表式	4車線	16～ 25m	J R東北本線と立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 14箇所 区画街路と平面交差 2箇所 特殊街路と平面交差 1箇所 青い森鉄道と立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 14箇所 区画街路と平面交差 2箇所 特殊街路と平面交差 1箇所	
	3・4・2	西滝新城線	青森市 千刈二丁目	青森市 大字新城 字山田	青森市 大字石江、 大字西滝、 大字三内	約4,130m	地表式	2車線	18m	東北新幹線と立体交差 1箇所 J R奥羽本線及び津軽線と 立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 7箇所 東北新幹線と立体交差 1箇所 J R奥羽本線及び津軽線と 立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 6箇所	
	車線の数の内訳		4車線			約1,170m					
2車線			約2,960m								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

都市計画道路の変更理由

○ 3・3・7号中央大通り荒川線（計画延長 6,480m、計画幅 25.0m）

起点から 5,590mは改良済となっている。終点部の 890m について、現道幅員が 16m と一定の幅員が確保されていることから、この区間の幅員を現道に合わせて変更するものである。

○ 3・4・2号西滝新城線（計画延長 4,130m、計画幅 18.0m）

青森市大字新城字平岡から青森市大字石江字江渡までの約 1,200m の区間において、道路設計の完了により、都市計画道路の位置が明確となり、都市計画道路の範囲に一部変更が生じることから、必要な区域による都市計画変更を行うものである。

都市計画の策定の経緯の概要

青森都市計画道路

(3・3・7号中央大通り荒川線、3・4・2号西滝新城線) の変更

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和4年10月7日	
計 画 原 案 の 閲 覧	令和4年10月11日 令和4年10月24日	
公 聴 会	令和4年11月4日 (公述の申し出が無かったため中止)	(中 止)
東北地方整備局事前協議	—	
事前協議回答	—	
計 画 案 の 縦 覧	令和4年11月22日 令和4年12月5日	
青森市の意見聴取	令和4年12月15日	
青森県都市計画審議会	令和4年12月22日	
国土交通大臣協議	—	
国土交通大臣同意	—	
決 定 告 示	令和5年1月18日	